

アスベスト対策に関する質問状

貴下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

私たちはこれまで、日本において、発がん物質アスベストの危険性の啓蒙、アスベストによる健康被害の掘り起こし、すでに使用されているアスベストに対する労働・環境対策の確立・強化、そして、何より先日本におけるアスベスト禁止の早期実現に向けて、様々な取り組みを進めてきました(石綿対策全国連絡会議は、そのような目的のために、1987年に労働組合や市民団体、関心をもつ個人によって設立された団体です)。

わが国ではアスベストというと、1980年代後半に学校の吹き付けアスベストの除去をめぐるにつれて社会問題化した後、すでに過去の問題になったかのごとき風潮がなきにしもあらずであり、冗長の感はありますが、以下にご紹介する最近のアスベストをめぐる内外の状況をご確認のうえ、末尾の質問事項に対する貴党としての見解をご質問させていただく次第です。

なお、ご多忙中のところまことに恐縮ですが、ご回答は、7月25日までに、郵送、FAXまたはEmailでいただきますよう、よろしくお願いいたします。(以下、31～33頁の各省大臣当て要請事項の前文と同じ。)

質問事項及び回答

1. 日本におけるアスベスト全面禁止の導入について、どのようにお考えですか？
2. 日本におけるアスベストによる被害(とりわけ過去の曝露による死亡)の実態と将来の予測の必要性について、どのようにお考えですか？
3. 国土全体にすでに使用されてしまっているアスベストの現状を把握し、これを計画的かつ安全に除去していく必要性について、どのようにお考えですか？
4. 今後、アスベスト含有建材が使用された建築物の解体・改修、アスベスト含有廃棄物の輸送・廃棄が、もっとも労働者と住民、環境に対するリスクになるものと考えられますが、ごく一部しか規制していない現行の諸規制を拡充・強化する必要性について、どのようにお考えですか？
5. 労働安全衛生法、廃棄物処理法、大気汚染防止法、建設リサイクル法や地方自治体の環境保護関係条例など複雑に分岐し、かつ対象範囲も異なる、届出や諸規制を、より強化する方向で共通する部分の対象範囲を斉一化するとともに、関係省庁・地方自治体等が共同で調査・監督する体制を確立する必要性について、どのようにお考えですか？
6. その他、アスベスト問題に関する方針やご見解があれば、お聞かせください。

【民主党】

1. 日本においても全面禁止を目指すべきだと考えます。他方、代替物の調査研究等にも取り組むべきではないかと思えます。
2. 人的被害、環境に対する被害など実態を把握し、しっかりした対応策を講じていくことが重要だと思います。
3. 現状の把握や、安全な除去方法など、総合的に検討すべき課題だと思います。
4. 検討すべき課題だとおもいます。

5. 縦割り行政で対応するのではなく、省庁横断的に、さらには地方自治体や関係団体等とも連携をとりながら取り組んでいくことが重要だと考えます。

【自由党】

1. 検討中
2. 実態状況の調査や把握に努めるべき。
3. 使用状況の実態調査に努めるべき。
4. 化学物質対悪推進の中で検討する。
5. 化学物質対悪推進の中で検討する。

【公明党】

1. 有害性の観点からはもちろんのこと、EUの2005年全面禁止の動きなど、世界的な趨勢も踏まえつつ、日本においても今後、禁止の方向で検討すべきと考えます。
2. 曝露被害に対する正当なリスク評価のためにも、現状把握、予防的措置の検討が重要と考えます。
3. アスベストを含め有害化学物質などが、安全かつ適正に処理されているか、廃棄物処理法や建設資材リサイクル法の動向により必要な措置を講ずるべきです。
4. 廃棄物処理法、建設資材リサイクル法などの今後の動向を見ながら、省庁の垣根を越えた包括的な取り組みを検討すべきです。
5. 廃棄物処理法、建設資材リサイクル法などの今後の動向を見ながら、省庁の垣根を越えた包括的な取り組みを検討すべきです。
6. とくにありません。

【保守党】

1. 職域において取り扱われるアスベストについては、労働者の健康傷害を予防するため、平成7年の法改正において、アスベストのうち、有害性が高いアモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)については製造・使用等が禁止されました。またこれ以外のアスベストについても、十分な管理を図るため、事業者に対するアスベスト曝露対策が強化されました。今後、アスベストの全面禁止に向け、管理の徹底、代替手段の開発などを進めていきます。
2. 日本におけるアスベスト被害の現状は貴会議の質問状の趣旨に述べられているとおりと考える。また中皮腫は始めてアスベストに曝露してから発症するまで潜伏期間が40年から50年あると言われており、将来、被害者は増えるものと予想される。
3. 国土全体に保存されているアスベストの現状をしっかりと把握し、実態の把握に努め、適切な対策を講ずることが必要。
4. 建築物の解体・改修に従事する労働者の健康障害を予防するため、アスベスト含有建材が使用された建築物の解体・改修については、労働者の曝露防止措置が労働安全衛生法令で規定されており、今後これらの措置の徹底を図る。
5. ご趣旨のとおり、共通する部分の対象範囲の斉一化、関係省庁の共同での調査・監督する体制の確立が必要。
6. 特になし。

【院クラブ】

1. 直ちに全面禁止すべきである。
2. 実態と将来予測を発表し、全面禁止に導くべきかと思います。

3. 必要
4. 規制必要
5. 必要
6. ハンセン氏病にしても水俣病やHIVにしても、日本の役所の対応は遅すぎるのが常です。政府に早急に禁止を要望し、実行させるべきです。(既に禁止になり必要な措置がとられていると思っていました。)

【日本共産党】

1. 賛成です。アスベストは粉じんの中でも発がん性が明らかであり、全面禁止は世界の趨勢です。しかし、日本では、現在も十万吨程度が輸入され、世界有数の消費国となっています。代替品の開発を急ぐとともに、製造、輸入、流通など全面禁止すべきです。とりわけ使用が認められているクリソタイルについても、発がん性が明らかで、EUをはじめ使用を禁止しており、日本もそうすべきです。
2. 日本は被害の実態把握が極めて不十分であり遅れています。1980年代から大問題になったにもかかわらず、政府がアスベスト関連死である「中皮腫」の死亡者の統計をとりはじめたのは1995年からです。石綿肺、石綿肺に合併する肺がん、中皮腫、良性胸膜疾患など、アスベストによる疾患やその合併症について、早急に実態を把握するとともに科学的な予想をたてる必要があります。同時に、曝露から発症までが数十年といわれており、継続的に健康モニタリング、医学上の対策の強化、被害者を法的にどう救済するのかなど行政が責任をもってすすめるべきだと考えます。
3. 日本では、1960年からアスベストの輸入が急増し、建築材料をはじめ約三千種類の用途に使われてきました。アスベストはきわめて危険な物質であり、過去にどのように使用されたのか、いまどうなっているのかを把握し、計画的かつ安全に除去していくことはまったなしの課題です。学校などの公共施設での除去は行われていますが、まったく不十分で、民間施設をふくめて徹底した現状把握と安全な除去が求められています。
4. 規制のための現行諸規定を拡充・強化することは必要です。さらに、労働者のいのちと健康を守ることはもとより、まわりの住民の安全対策上も、環境を守るという点からも、震災など災害時のアスベストの安全な除去もふくめ、新たに実効ある法律による規制も検討すべきだと考えます。
5. 現状の正確な把握と対策を講じる上でも、共通する部分の対象範囲の統一化や関連省庁や関係機関が横断的に調査・監督することが必要だと考えます。阪神大震災のときには、関係省庁連絡会議がもたれて対応した例もあり、従来の対応のままですませるのではなく、効果的な対応がもてるように体制を強化すべきです。
6. 国民に対する正確な情報を公開するとともに、危険なアスベストを防止するための国民的合意を一段とはかっていく必要があると考えます。

【社会民主党】

1. アスベストは一日も早く法律で全面禁止すべきです。
2. アスベストの過去及び現在の輸入・使用・製造(実用化)の実態や状況を正確に把握し、従業員等(離職者も含む)の健康調査など追跡調査を行うとともに、将来起こりうる被害についても国民に情報を提供すべきです。そのためには企業の情報公開が不可欠です。
3. 当然そのようにすべきであり、除去は国の責任(費用を含め)で行うべきです。
4. アスベストを規制し、安全に処理できるようにする(生態系や人の健康・生命に被害が及ばないようにする)ためには包括的規制が必要です。
5. アスベストの管理については、行政の対応を一元化すべきです。